

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日がと日
の翌日)

鳥取県告示第五百二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年六月八日

◇告示 解除予定の保安林

目 次

土地改良事業の認可

土地の用途廃止

都市計画法第十七条第一項による告示
土地区画整理事業計画の変更
道路の位置の指定

定例教育委員会の招集

告示
鳥取県知事 石破二朗

鳥取県知事 石破二朗

解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字伴山無番地(国有林)(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年六月八日

鳥取県知事 石破二朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字向山一四四一五

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年六月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年六月八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百四号

溝口町長から申請のあつた溝口町営土地改良（須鎌地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年六月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年六月八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百五号

溝口町長から申請のあつた溝口町営土地改良（吉市地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年六月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年六月八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百六号

溝口町長から申請のあつた溝口町営土地改良（宇代地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年六月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年六月八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年六月三日から用途廃止した。

鳥取県告示第五百八号

溝口町長から申請のあつた溝口町営土地改良（谷川地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年六月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年六月八日

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十六年六月八日

鳥取県知事	石	破	二	朗
所	(面 方 メ ト ル)	積		
七四・九一	道路敷	用	途	

鳥取県告示第五百十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年六月三日から用途廃止した。

昭和四十六年六月八日

鳥取県知事	石	破	二	朗
所	(面 方 メ ト ル)	積		
一四九・三〇	水路敷	用	途	
三五・一〇五	"			
三六・一〇四	"			
三三番地先				
三五・二〇一番地先ままで				
八頭郡智頭町大字智頭字下モ河原三三・二番地先から				
八頭郡智頭町大字智頭字下モ河原三三・二番地先から				

鳥取県告示第五百十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年六月三日から用途廃止した。

昭和四十六年六月八日

鳥取県知事	石	破	二	朗
所	(面 方 メ ト ル)	積		
三五・六八	水路敷	用	途	
四・五〇	"			
二二五番地先				
三八七・四番地先				
米子市八幡字松月四〇・四二番地先				
"				

鳥取県告示第五百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年六月八日

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年六月三日から用途廃止した。

昭和四十六年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類
土地区画整理事業

二 都市計画を定める土地の区域

鳥取県知事 石 破 二 朗

境港市馬場崎町、上道町及び中野町
境港市上道町一、六〇〇 境港市役所

四 縦覧期間
昭和四十六年六月八日から昭和四十六年六月二十一日まで

鳥取県告示第五百十四号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十項において準用する同法同条第九項の規定により、次のとおり公告する。

昭和四十六年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住 所及び氏名	道 路 の 位 置 の 指 定 場 所	道 路 の 幅員 及び延長
鳥取市瓦町三五二 有限会社 湖 東 商 事 代表取締役 森 本 保 雄	鳥取市湖山町字白浜四一四八ノ一 四一四五ノ一の一部	幅員 四・三 メートル 四・九〇メートル 延長 三二一・七五 メートル

鳥取県告示第五百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十六年五月二十七日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

八 事業計画の決定年月日
昭和四十五年七月二日
昭和四十六年六月一日

二 事業計画の変更の年月日
昭和四十六年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十六年五月二十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

申請人の住所 所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員 及び延長
鳥取市吉方町三丁目一六六六	鳥取市桜谷字下土居一五四ノ一の一部	幅員 六・〇メートル
有限会社 夏目不動産	" 一五四ノ四 "	"
代表取締役 夏目恵一	" 一五四ノ五 "	"
" " "	" 一五四ノ六 "	"
" " "	" 一五四ノ七 "	"
" " "	二五五ノ一"	"
" " "	二五五ノ二"	"
" " "	二五五ノ三"	"
" " "	二五五ノ四"	"
" " "	二五五ノ五"	"
" " "	二五五ノ六"	"
" " "	二五五ノ七"	"
" " "	延長 六五・〇メートル	"

鳥取県告示第五百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十六年五月二十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

昭和四十六年六月八日

鳥取県知事 石破二朗

申請人の住所 所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員 及び延長
鳥取市瓦町三五一 鳥取市湖山町字白浜四三六ノ一の一部	幅員 五・三メートル	

有限会社 湖東商事	四二三六ノ三"	五・八メートル
代表取締役 森本保雄	四二五三ノ一"	七・〇メートル
" "	四二五四ノ一"	"
" "	四二五五ノ一"	"
" "	四二五六ノ二"	"
" "	延長 一三六五・五メートル	"

鳥取県告示第五百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十六年六月一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

昭和四十六年六月八日

鳥取県知事 石破二朗

申請人の住所 所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員 及び延長
鳥取市末広温泉町一五八八	鳥取市伏野字砂浜三三六の一の一部	幅員 六・二メートル
池上 美道	" 一二三四一 "	"
" "	" 一二八九 "	"
" "	" 一二九〇 "	"

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年六月八日

鳥取県知事 石破二朗

一 日 時	昭和四十六年六月十一日 午前十一時十五分
二 場 所	鳥取市東町 県教育委員会委員室
三 議 題	(1) 県社会教育委員の任命について (2) その他

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市行徳 は二〇六	鳥取市徳尾字常念田一二五ノ五次一	幅員 五・〇〇メートル
明徳産業有限会社 代表取締役 中尾信太郎	一二五ノ一五	延長 三一二・二〇メートル
	一二五ノ一六	
	一二五ノ二四	
	一二五ノ三〇	
	一二五ノ三一	
	一二五ノ五次二地先	
	農道	
	古海字鶴田七〇三ノ一	
	七〇四ノ一	
	七〇三ノ一地先水路	
	西開発七〇〇ノ五	
	七〇〇ノ七	

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市行徳 は二〇六	鳥取市徳尾字常念田一二五ノ五次一	幅員 五・〇〇メートル
明徳産業有限会社 代表取締役 中尾信太郎	一二五ノ一五	延長 三一二・二〇メートル
	一二五ノ一六	
	一二五ノ二四	
	一二五ノ三〇	
	一二五ノ三一	
	一二五ノ五次二地先	
	農道	
	古海字鶴田七〇三ノ一	
	七〇四ノ一	
	七〇三ノ一地先水路	
	西開発七〇〇ノ五	
	七〇〇ノ七	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十六年六月八日

鳥取県教育委員会委員長 小田吉

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】